

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1)地域の災害等リスク

当会は山形県北東部に位置する最上地域の南部 3 町村を管内とする広域商工会であり、最上町（面積 330.37 km²）、舟形町（面積 119.03 km²）、大蔵村（面積 211.64 km²）の 3 町村あわせて約 660 km²にも及び、その大部分を山間部が占め、最上川水系の一级河川が横断し、最上川に流入しており、急傾斜の山間部やそのエリアを流れる支流も多く、これまでも甚大な被害をもたらした水害や土砂災害が発生している。

近年においても、豪雨によって、平成 30 年 8 月には最上町・舟形町、令和 2 年 7 月には大蔵村、そして令和 6 年 7 月にも最上町・舟形町に被害をもたらし、建物の浸水被害や最上川支流の氾濫や土砂崩れによる道路の通行止め、流通網の寸断など地域の中小企業・小規模事業者の経営に大きなダメージを与えている。

当会管内 3 町村における災害等リスクについては以下の通りである。



①最上町（当会本所・最上事務所が立地）

※最上町瀬見地区の被害（令和 6 年 7 月）

《洪水：ハザードマップ》

主な河川	最上小国川、明神川、絹出川、最上白川
中心部におけるリスク	町中心部の向町地区は河川洪水の危険は低いものの、近年の災害リスクを踏まえ、新たに向町を中心とした地域における雨水の内水による浸水想定区域の策定が計画されている。
特にリスクが高い地域	最上小国川の全流域が該当するが、その中でも特に赤倉、月楯、瀬見地区の住宅地が浸水想定区域に設定され浸水被害が想定されている。また、鶴杉、瀬見地区では国道 47 号の冠水が想定されている。

《土砂災害：ハザードマップ》

主なエリア	山地斜面等に隣接する町内全域
中心部におけるリスク	町中心部の向町・沢原・本城地区では、北側の丘陵地帯で土石流・急傾斜警戒区域、急傾斜特別警戒区域に指定されている。
特にリスクが高い地域	警戒区域に町内全世帯の約 10%が該当している。その中でも急傾斜特別警戒区域として、主に赤倉・満沢・東法田・横川・瀬見地区が指定されている。また、JR や国道 47 号では土砂崩れにより交通が寸断される恐れがある。

《地震：J-SHIS》

主なエリア	向町盆地から西側地域を中心に町内全域
中心部におけるリスク	新庄市から舟形町の約 22 km に及ぶ新庄盆地断層帯東部の地震発生確率は 30 年以内に最大 5%程度と確率が高く、地震の規模は M7.1 程度が想定される。その影響により、町内中心部においては最大で震度 6 弱が想定されている。

②舟形町（当会舟形事務所が立地）

《洪水：ハザードマップ》

主な河川	最上小国川、最上川
中心部におけるリスク	最上小国川沿いの区域に浸水想定区域が設定されており、長沢地区から富田地区においては 5m の浸水が想定されている。
特にリスクが高い地域	水害危険性（浸水災害、内水災害）が大きい区域は、長沢地区から堀内地区における最上小国川沿いの低地部及び最上小国川支流の九郎沢川・長沢目川・大平川・舟形川・平沢川沿いの谷底平野、並びに最上川支流の松橋川・堀内川・実栗屋川沿いの谷底平野である。

《土砂災害：ハザードマップ》

主なエリア	町内全域
中心部におけるリスク	町中心部では本町地区に急傾斜特別警戒区域、急傾斜警戒区域が分布している。
特にリスクが高い地域	町内各地に急傾斜特別警戒区域、急傾斜警戒区域が分布しており、特に舟形第 1 町内会、舟形第 2 町内会地区のリスクが想定されている。

《地震：J-SHIS》

主なエリア	町内全域
中心部におけるリスク	舟形町は、沖の原地区から長者原地区において新庄盆地断層帯東部に属しており、それに起因する地震発生時には、町内中心部において最大震度 6 強が想定されている。

③大蔵村（当会大蔵事務所が立地）

《洪水：ハザードマップ》

主な河川	最上川、銅山川
中心部におけるリスク	最上川中流に位置する清水、合海地区などの広範囲で最大 5m 以上の浸水被害が想定されている。
特にリスクが高い地域	最上川堤防の越流により清水、合海地区のほぼ全域で最大 5m 以上の浸水が想定されている。また、銅山川上流の肘折地区では、温泉街において最大 0.5～5m の浸水が想定されている。

《土砂災害：ハザードマップ》

主なエリア	清水地区、南山地区
中心部におけるリスク	村内中心部では清水地区の東側の一部で土砂災害警戒区域（地すべり・急傾斜）に指定されている。
特にリスクが高い地域	村の南側に位置する南山地区では、国道 458 号沿いに山間部となっており、土砂災害警戒区域（地すべり・急傾斜）が多く分布している。

《地震：J-SHIS》

主なエリア	清水地区
中心部におけるリスク	震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は最大で 10.2%程度とされている。

④その他（共通）

《雪害》

豪雪地帯対策特別措置法のもと、最上町、舟形町、大蔵村はいずれも「特別豪雪地帯」に指定されている。最上町では、令和４年から令和５年にかけて累積降雪量で 626 cm（観測地点：向町）、最近 10 年間の最大累積降雪量でも 1,005 cm を記録しており、舟形町では、山形県の積雪量調査において令和３年度に最大 242cm を記録している。大蔵村でも、平成 25 年に最深積雪が 414cm、平成 30 年には 445cm（観測地点：肘折）を記録している。このように当商工会地域は、県内でも屈指の豪雪地域であり、降雪状況によって公共交通機関の不通や物資の遅延、スリップや凍結による交通事故、除雪作業時の事故、落雪による建物の破損などの可能性が高い地域となっている。また、近年では短時間多量降雪が発生し、倒木や着雪による断線による停電が長時間にわたるなどで営業休止に追い込まれる事態も発生している。

《感染症》

毎年流行を繰り返すインフルエンザは、これまでにおよそ 10 年から 40 年の周期で型が大きく変わっている。また、新型コロナウイルス感染症や新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人々が免疫を持っていないために世界的な大流行（パンデミック）を起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2)商工業者の状況

《商工業者数》 6 6 3 事業所

《小規模事業者数》 5 6 8 事業所

《内訳》

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建 設 業	1 4 9	1 3 6	最上町に全体の約半数が立地しているが、管内に広く分散している。
製 造 業	6 1	4 7	最上町に、全体の約半数が立地しているが、管内に広く分散している。
卸 売 ・ 小 売 業	1 5 9	1 2 4	最上町（向町地区）、舟形町（舟形地区）、大蔵村（清水地区、肘折地区）に比較的集積している。その他の小売店は管内に広く分散している。
宿 泊 ・ 飲 食 業	8 3	7 4	宿泊業は最上町（瀬見地区、赤倉地区）、大蔵村（肘折地区）を中心に立地している。飲食店は上記地区に加え、最上町（向町地区）、舟形町（舟形地区）、大蔵村（清水地区）を中心に立地している。
生活関連サービス業	8 3	7 4	最上町に全体の約半数が立地しているが、管内に広く分散している。
その他サービス業他	1 2 8	1 1 3	管内に広く分散している。
合 計	6 6 3	5 6 8	

｜ 出展 ｜ 総務省統計局：令和３年経済センサス－基礎調査結果

(3)これまでの取組み

①最上町の取組

- ・地域防災計画の策定（平成 9 年策定、令和 4 年 4 月最終改訂）、防災訓練の実施
- ・国土強靱化地域計画の策定（令和 2 年 3 月策定）
- ・防災資材、避難所運営用品及び生活用品、感染症等対策備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 26 年 4 月策定）

②舟形町の取組

- ・地域防災計画の策定（平成 26 年 4 月策定、令和 5 年 3 月最終改訂）、防災訓練の実施
- ・国土強靱化地域計画の策定（令和 2 年 2 月策定）
- ・防災資材、避難所運営用品及び生活用品、感染症等対策備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 26 年 11 月策定）

③大蔵村の取組

- ・地域防災計画の策定（平成 22 年 4 月策定、令和 4 年 3 月最終改訂）、防災訓練の実施
- ・国土強靱化地域計画の策定（令和 2 年 3 月策定）
- ・防災資材、避難所運営用品及び生活用品、感染症等対策備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 27 年 3 月策定）

④当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPの必要性とメリットをセミナー等で周知
- ・相談事業者に対する事業者BCP策定支援
- ・山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・発災時における商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握

II 課 題

(1)事業者BCPの策定が進んでいない

- ・既にBCPを策定している事業者は、管内でも建設業者、製造業者の一部の事業者に限られており、特に経営資源が不足している小規模事業者はそのほとんどが策定していない状況である。
- ・事業者BCPの策定に関する管内全体の取り組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取り組みも本格化していないのが実態である。
- ・普及および啓発活動についても、管内町村、商工会のそれぞれが取り組んでおり、連携による取り組み強化への必要性が高まっている。

(2)マンパワー不足と支援スキルの習得

- ・緊急時の対応について、当会内の防災対策組織図の作成にとどまり、具体的な体制やマニュアル、防災備品が整備されていない。
- ・平時および緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。また、更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・経営指導員等職員の事業者BCP策定に関する専門知識やノウハウが不足しており、専門家や損保会社等との連携によって支援スキルの習得が必要である。

(3)自治体との連携体制の構築

- ・現状においても緊急時の対策および対応に関する連携体制自体は各町村と形作られているものの、具体化および明確化という面において、不足している部分がある。

(4)感染症対策の弛緩

- ・新型コロナウイルス流行時は、感染症対策について、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険対応等について一定の対策がとられた。しかし、時間の経過とともに、一部の事業者においては十分な感染症対策が取られなくなってきたケースが散見されてきており、再度の感染症によるリスクと対策の周知が必要になってきている。

Ⅲ 目 標

(1)管内小規模事業者への BCP 策定支援の強化

- ・災害および感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2)職員の支援スキルの向上

- ・職員向け研修会を開催し、支援スキルを向上させ、全職員が事業者BCP策定支援を行うことができる体制づくりを行う。

(3)速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と管内3町村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後の速やかな復興支援策や域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2)事業継続力強化支援事業の内容

当会と最上町、舟形町、大蔵村との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

管内3町村の地域防災計画および国土強靱化計画、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や各感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1)小規模事業者に対する災害等リスクの周知

<巡回・窓口指導及び広報等による普及啓発>

- ・経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）についての説明を行う。
- ・感染症リスクに関しては、業種別ガイドラインに基づいた感染症対策等について周知するとともに、感染症のリスクや事業に与える影響（マンパワー不足、売上減少、固定費負担増加等）への対策につながる事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）活用、他、オフィス内換気設備の設置やテレワークの環境整備等に関する情報提供や支援を行う。
- ・会報や各自治体広報、商工会ホームページ等において、国の施策紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP策定に取り組む事例等の紹介等を行う。

<リスク管理のチェックとリスク軽減策の提案>

- ・全国商工会連合会作成の「リスク管理チェックシート」を活用し、不慣れな小規模事業者であっても、多岐にわたる経営リスクを簡易的に把握し、事業者自身が事業環境の変化に対応しながらリスク軽減への取り組みを行えるよう提案する。
- ・備えが出来ていないリスク軽減のために必要となる損害保険等の紹介や見直しに係る相談を実施する。

<事業者BCP策定支援・セミナー開催>

- ・管内小規模事業者に対し、「山形県版BCPモデル」を支援ツールとして活用し、事業者BCP（簡易的計画含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・専門家講師によるリスクに対する事前対策の取組みの必要性や計画策定方法等に関するセミナーを開催し、小規模事業者への普及啓発を進める。



2)商工会自身の事業継続計画の作成

- ・「もがみ南部商工会事業継続計画」を令和7年12月までに作成予定。

3)関係団体等との連携

- ・山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・損保会社等からの専門家派遣による職員向け勉強会を開催し、損害保険や共済などの内容の習熟度をあげるとともに、計画実施支援に必要となる知識、スキルの向上を図る。

4)フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行うとともに、策定の有無や計画概要について商工会内での共有を図り、効果的なフォローアップにつなげていく。
- ・最上町、舟形町、大蔵村と適宜、電話やメール等で被害状況や支援情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

5)当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、管内3町村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、そのうえで次の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1)応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内を目途に職員の安否確認を行う。
具体的には、発災時には携帯電話（通話）での連絡が困難になる可能性があるため、職員は事務局長へSNS等を利用して安否報告と業務従事の可否報告を行う。併せて、把握出来得る大まかな被害状況（家屋被害・道路状況等）について情報収集し、当会、各事務所と管内3町村など関係機関で共有する。
- ・国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、職員の手洗い、手指消毒を含め、新しい生活様式を実践する。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、管内3町村における感染症対策本部設置に基づき、当会各事務所による感染症対策を行う。

2)応急対策の方針決定

- ・大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、当会、各事務所と管内3町村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。ただし、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等災害危険度が高い場合においては、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・被害状況等の共有については、状況に応じ迅速かつ遅滞なく行う。（2日以内）

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	1. 地区内の 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握 ③支援施策の立案、実行
被害がある	1. 地区内の 1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない	特に行わない

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と3町村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

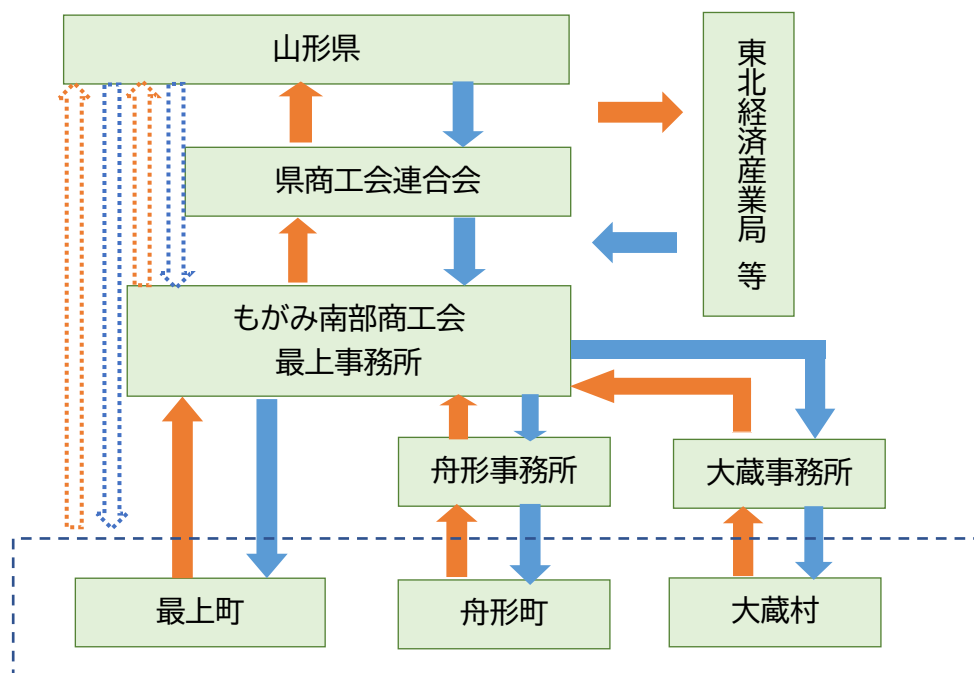
発生後～2週間	1日に2回共有する
3週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月	2日に1回共有する

(感染症にかかる対応)

- ・管内各3町村における「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報(国、県、自治体が提供する情報)の把握と発信を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・地域内での感染状況を踏まえ交代勤務を導入する等、支援体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉 ※下図は連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- ・当会各事務所と管内3町村は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会各事務所と管内3町村が共有した情報を、当会又は各町村より山形県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と管内3町村が共有した情報について、山形県商工会連合会を通じて山形県へ報告する。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

1) 特別相談窓口の開設

- ・当会は、管内3町村と協議の上、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を開設する。また、国や山形県、山形県商工会連合会からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置することとする。
- ・窓口相談設置にあたっては、山形県火災共済協同組合（火災保険、損害保険）や金融機関（緊急融資）と連携し、ワンストップでの対応を可能とする。
- ・感染症の場合においても、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 地区内小規模事業者等の被害状況確認

- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。詳細確認にあたっては、被害項目等を予め記載した相談シートを作成し、迅速な被害状況の把握に努める。
- ・被害状況の把握に際しては、建物や機材、商品原材料等の直接被害だけでなく、物流を中心とした間接被害（商品原材料等の調達可否や商品出荷可否等）についても把握を行う。

3) 被災事業者施策の周知

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回、電話、ホームページ、会報等、可能な限りのあらゆるツールにより情報発信する。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表2)

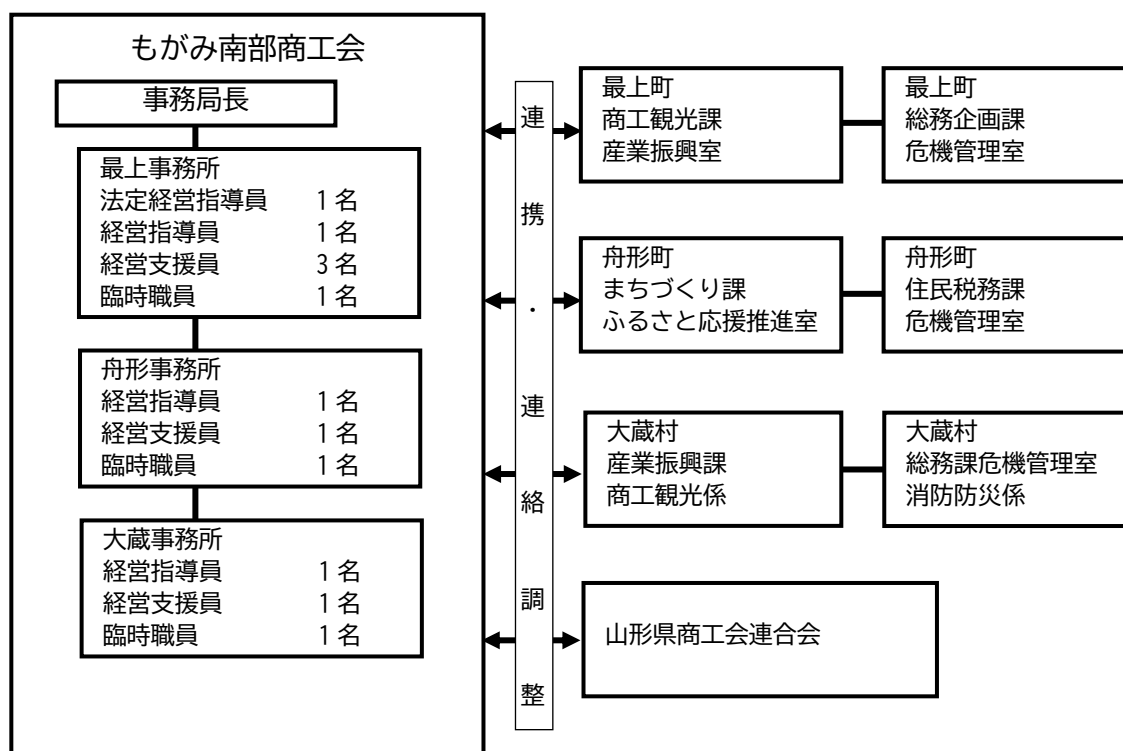
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年11月現在)

(1)実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



(2)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■法定経営指導員：阿部 裕樹

■連絡先：もがみ南部商工会 最上事務所 TEL:0233-43-2184

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3)商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

〒999-6101

山形県最上郡最上町向町 584

もがみ南部商工会

TEL：0233-43-2184／FAX：0233-43-2189

e-mail：s-mogami@shokokai-yamagata.or.jp

〒999-4601

山形県最上郡舟形町舟形 341-1

もがみ南部商工会 舟形事務所

TEL：0233-32-2242／FAX：0233-32-2870

〒999-0212

山形県最上郡大蔵村清水 2528

もがみ南部商工会 大蔵事務所

TEL：0233-75-2162／FAX：0233-75-3085

②関係市町村

〒999-6101

山形県最上郡最上町大字向町 581

最上町役場 商工観光課産業振興室

TEL：0233-43-2340／FAX：0233-43-2319

e-mail：shoko@town.mogami.lg.jp

〒999-4601

山形県最上郡舟形町舟形 263

舟形町役場 まちづくり課ふるさと応援推進室

TEL：0233-32-0844／FAX：0233-32-3225

e-mail：furusato_o@town.funagata.yamagata.jp

〒996-0212

山形県最上郡大蔵村大字清水 2528

大蔵村役場 産業振興課商工観光係

TEL：0233-75-2105／FAX：0233-75-2231

e-mail：syoukou@vill.ohkura.yamagata.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ 作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症 対策費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山形県補助金、最上町補助金、舟形町補助金、大蔵村補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	